

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部林務課林業経営強化担当
内線番号	5018

No.	項目	内容
①	処分名	森林組合の定款変更の認可
②	法令名	森林組合法
③	法令番号	昭和53年法律第36号
④	根拠条項	第61条第2項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:丹後広域振興局長、中丹広域振興局長、南丹広域振興局長、山城広域振興局長、京都林務事務所長)
⑥	法令の定め	第61条第2項 定款の変更(農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
⑦	審査基準	・森林組合法等に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について (平成6年9.29 6-8 林野庁林政部経営課長通知)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
		経由期間
		協議機関
		当該処分機関
⑫	問合せ	
⑬	備考	